

議案第42号

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約を次のとおり変更したいので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約（平成23年3月天理市告示第90号）の一部を次のように変更する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約新旧対照表（議案第42号）

変 更 案	現 行
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第2条 前条の規定により山添村が委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。</p> <p>(2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。</p> <p>(3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。</p> <p>(4) 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。</p> <p><u>(5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。</u></p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第2条 前条の規定により山添村が委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。</p> <p>(2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。</p> <p>(3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。</p> <p>(4) 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。</p> <p><u>(5) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。</u></p>